

## ○停止処分者講習実施要領の制定について

(昭和47年3月30日甲通達運第19号)

道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成2年総理府令第12号）に基づき、「処分者講習の実施に関する規程」（昭和47年静岡県公安委員会規程第4号）を「停止処分者講習の実施に関する規程」と改めることとなった。これに伴い「処分者講習実施要領の制定について」（昭和47年甲通達運第19号）を「停止処分者講習実施要領の制定について」に改め、平成2年9月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

### 記

#### 停止処分者講習実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、停止処分者講習の実施に関する規程（昭和47年県公委規程第4号。以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、停止処分者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 講習指導員の承認手続

##### 1 申請書の提出

講習受託機関が、講習指導員承認申請書（規程様式第1号）を公安委員会に提出するときは、県本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を経由して行うものとする。

##### 2 承認書の交付

公安委員会の発行する講習指導員承認書（規程様式第2号）は、講習受託機関を通じて交付するものとする。

#### 第3 学級編成の基準

講習を実施する際に編成する特別学級及び一般学級は、原則として次の区分により編成するものとする。

##### (1) 特別学級

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため次に掲げる学級に区分し、それぞれの学級に適した内容の講習を実施する。

##### ア 二輪学級

主として二輪車（自動二輪車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）を運転している受講者及び主として四輪車を運転しているが、処分の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる受講者

##### イ 飲酒学級

処分の事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者

##### ウ 速度学級

処分の事由に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められる受講者

(2) 一般学級

前記(1)に該当しない者を対象に実施する。

第4 講習の時間割り及び実施期間

次の表の左欄に掲げる講習は、それぞれ同表の右欄に掲げる時間及び実施期間で行うものとする。ただし、講習を終了した者について特に追加講習の必要がある場合は、1時間程度の追加講習を行うことができるものとするが、その時間分の手数料は徴収しないものとする。

講習種別	講習時間	講習実施期間
短期講習	6時間	1日間
中期講習	10時間	2日間
長期講習	12時間	2日間

第5 講習科目等に関する基準

「停止処分者講習の講習科目及び時間割りに関する基準」は、別表のとおりとする。

第6 講習用の器材及び教本

1 器材

講習用器材は、原則として次に掲げるものを使用するものとする。

- (1) プロジェクタ等の投影器材又はテレビ、DVDプレーヤー等の視聴覚器材
- (2) 運転シミュレーター（四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用）
- (3) 運転適性検査器（検査を受ける者が自動車等の運転姿勢を保った状態で、視覚刺激表示装置の画面上に表示された視覚刺激に対し、手足によりハンドル、ペダル等を動かす動作を行うことにより、当該刺激に対する反応時間及び正確性を検査し、これらのデータを記録するほか、検査を受ける者の精神緊張の状態、注意配分能力、集中能力等に関する分析を行うものをいう。）又は高齢者講習用運転操作検査器、動体視力計及び夜間視力計（以下「運転適性検査器材」という。）
- (4) 受講者が保有する免許の種類に対応する自動車等

2 教本

- (1) 講習用教本は、統一テキストを使用するものとし、これを開講時に受講者に配布するものとする。
- (2) 講習において使用する教本は、別紙「講習で使用する教本の内容」について正確にまとめられたものとする。

第7 講習計画及び教案の報告

講習受託機関は、講習計画及び教案を作成し、又は変更したときは、運転免許課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

第8 講習申出の受理

講習を受けようとする者から講習申出書（静岡県道路交通法施行細則（昭和35年県公委規則第7号。以下「細則」という。）別記様式第5）の提出があったときは、その者が免許の保留若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止（以下「免許の保留等」という。）の処分を受けた日から起算して処分期間の2分の1を経過しない間（処分期間40日未満のものについては、原則として処分を受けた日又はその翌日）に講習が終了するよう講習日時及び場所を指定した講習通知書（細則別記様式第6）及び講習案内書を交付するものとする。

なお、講習申出書及び講習通知書の取扱いに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 同一人が免許の保留等の処分を同時に2以上受けた者であるときは、講習申請書は1通とし、これに要する講習手数料も1件の講習手数料額とする。
- (2) 講習案内書の交付に当たっては、講習の趣旨及びその成績が直接、期間短縮の日数に影響する旨を説明し、受講者が積極的に道路交通法令を研究して、講習効果が上がるように配慮するものとする。
- (3) 講習は、別に定める講習日指定計画に基づき、その者の処分期間に応じた講習日を指定するものとする。
- (4) 講習は、沼津安全運転講習所、静岡安全運転講習所及び浜松安全運転講習所の中から、講習を受けようとする者の住所地又は勤務地に対応した講習場所を指定して行うものとする。

## 第9 講習日の再指定

講習を受けようとする者が、指定された日時に受講できないときは、講習日を再指定する等受講の権利を失わせないように配慮するものとする。

## 第10 講習申出書の送付

講習受託機関は、受講者から提出された講習申出書を講習の実施日、場所及び実施区分（講習種別）ごとに取りまとめ、運転免許課長を経由して公安委員会に送付するものとする。

## 第11 講習の方法

### 1 講義による指導

講義による指導は、講習効果を高めるために視聴覚器材を使用し、視聴覚教育方法を活用して行うものとする。

### 2 運転適性指導

自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査によるものとする。

- (1) 筆記による検査に基づく指導

講習の実施区分における筆記による検査の種別は、次表のとおりとし、受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

実施区分	筆記による検査の種類
短期講習	「科警研編運転適性検査 82—3」又はこれと同等以上のもの
中期講習	「科警研編運転適性検査 73—2」又はこれと同等以上のもの
長期講習	「科警研編運転適性検査 73—2」又はこれと同等以上のもの

(2) 運転適性検査器材を用いた検査による指導

運転適性検査器材を用いた検査による指導は、短期講習では必要と認める者に、中期講習及び長期講習では受講者全員に実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

(3) 実車による指導及び運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導場所等の設定

実車による指導は、場内コースで実施するものとする。この場合において、実車指導の内容については、取消処分者講習実施要領の制定について（平成2年甲通達運免第55号。以下「取消講習実施要領」という。）第6の7(1)に規定する基準に準じて設定するものとする。

イ 使用車両

(ア) 受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は一般原動機付自転車をを使用すること。ただし、対応する自動車がない場合は、次の措置を講ずることができる。

- a 大型免許を保有する者が、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- b 中型免許を保有する者が、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- c 準中型免許を保有する者が、普通自動車を使用すること。
- d 大型自動二輪免許を保有する者が、普通自動二輪車を使用すること。

(イ) 身体の不自由な受講者が、自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させておくこと。

ウ 運転行動の診断と指導

実車による指導においては、検査結果に基づき、運転行動診断票を作成し、これにより指導を行うものとする。この場合において、運転行動診断票は、取消講習実施要領第6の7(5)に規定する運転技能診断票を準用するものとする。

エ 運転シミュレーター操作による指導

(ア) 実車による指導に加えて、実車による指導では指導が困難な交通事故その他の危険な場面等について疑似体験させて、運転の危険性を調査して診断す

るため、短期講習にあつては必要と認める者に、中期講習及び長期講習にあつては受講者全員に運転シミュレーター操作による指導を行うものとする。

- (イ) 使用する運転シミュレーターは、保有する免許に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は一般原動機付自転車用とする。ただし、一般原動機付自転車用が整備されていない安全運転講習所において原付免許保有者に対する指導を行うときは、自動二輪車用を使用するものとする。

## 第12 考査の実施

### 1 考査の種類

講習を効果的に行うために、次に掲げる考査を行うものとする。

#### (1) 開講時考査

講習の最初の時間に、受講者の受講前における安全運転に関する能力を確認するために行う考査

#### (2) 終了時考査

講習の最後に、講習内容の修得状況を確認するために行う考査

### 2 考査の科目

講習における考査は、次に掲げる科目について行うものとする。

- (1) 道路交通の現状及び交通事故の実態
- (2) 運転者としての資質の向上に関すること。
- (3) 自動車等の運転について必要な知識
- (4) 自動車等の運転に必要な技能

### 3 考査の方法

講習における考査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 考査は筆記考査とし、原則として正誤式の問題40問を20分間で行うこと。なお、終了時考査は、実際に講習した事項について行うこと。
- (2) 終了時考査は、主としてその成績によって受講者の改善効果を評価し、処分期間の短縮日数を決定するものであることに鑑み、改善効果を的確に評価し得る課題により厳正に行うこと。

## 第13 考査成績の決定

### 1 考査成績の基準

講習の考査成績は、次に掲げる基準により決定するものとする。

- (1) 終了時考査の成績をもって講習の考査成績とする。
- (2) 考査成績は、85パーセント以上の成績を「優」、70パーセント以上の成績を「良」、50パーセント以上の成績を「可」とする。

### 2 再考査による考査成績の決定

- (1) 考査成績が50パーセント未満の者から再考査の申出があったときは、原則として講習を終了した翌日以降の日を指定して再考査を受けさせるものとする。

(2) 再考査の成績が 50 パーセント以上であるときは、前記 1(2)に定める「可」の成績とする。

#### 第 14 講習終了証の交付

- 1 講習受託機関は、所定の講習の課程を終了した受講者に対し、講習終了証（様式第 1 号）を交付するものとする。
- 2 講習終了証を交付するときは、講習終了日の当日又はその翌日、必ず所轄警察署へ出頭して講習終了証を提出するように教示するものとする。ただし、集中執行における短期講習の受講者については、その必要がないので教示しないものとする。

#### 第 15 講習実施上の留意事項

- 1 講習の教材は、実際的具体的なものを選定し、受講者が、安全運転に必要な心構え、運転技能、法令知識、構造取扱い等について明確に理解し、かつ、実践的にこれを体得することができるように努めなければならない。
- 2 講習を実施するときは、視聴覚、応問式、討議式、演技式等の教育方法を多角的に活用し、技能実習、運転適性検査等の実践的教育科目を充実強化するなど、定められた講習時間内に最良の講習効果が上がるように努めなければならない。
- 3 講習の内容及び方法について常に検討を加えるとともに、受講者の反応検査、再犯実態調査等によって講習効果の測定を行い、その改善を図るように努めなければならない。

#### 第 16 講習指導員の心構え

講習に従事する職員及び講習指導員は、次に掲げる事項に留意し、講習を効果的に行うように努めなければならない。

- (1) 受講者を違反者扱いしたり、又は威圧的な態度で処遇しないこと。
- (2) 受講者を啓発し教育することを信条とし、熱意をもって講習に従事すること。
- (3) 常に講習内容、講習方法等について研究を行い、講習の充実化に努めること。

#### 第 17 講習指導員の研修

講習受託機関は、講習指導員に対し、講習の内容に関する知識及び講習の技術について随時必要な研修を実施し、講習の効果を高めるように努めなければならない。

#### 第 18 講習実施状況の報告

省略